企画提案競争実施要領をここに公布する。

令和元年７月３日

渡名喜村長

渡名喜村要領第３２号

企画提案競争実施要領

**１公募型プロポーザル方式に付す事項**

（１）事業名　渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託

（２）事業の目的及び内容

　　　渡名喜村歴史民俗資料館機能強化事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

（３）業務内容：別添仕様書のとおり

（４）委託金額

　　　金１６，３９０千円以内（消費税込）

　　　但し、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額と異な

　　　る場合がある。

（５）公募によるプロポーザル（企画提案書）方式

**２公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格**

　次のいずれにも該当すること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する

　　　者でないこと。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４第２項の規定により競争入札への参加を排除さ

　　　れている者でないこと。

（３）渡名喜村が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

（４）暴力団関係事業者等であることにより、渡名喜村が行う競争入札等への参加を除外

　　　されていないこと。

（５）暴力団関係事業者等でないこと。

（６）沖縄県内に本店又は営業所等を有する者であること。

（７）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則

　　　第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。以

　　　下同じ。）がなされている者でないこと。

（８）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされて

　　　いる者でないこと。

**３企画提案書までの手続き等**

（１） 問い合わせ先・提案書提出先

　　　〒９０１－３６９２　沖縄県島尻郡渡名喜村１９１７番地の３

　　　　　　　　　　　　渡名喜村教育委員会

　　　　　　　　　　　　ＴＥＬ０９８－９８９－２０１５

　　　　　　　　　　　　ＦＡＸ０９８－９８９－２３１３

（２）　参加表明書の提出

　　①提出書類：参加表明書等（様式１～３）

　　②提出期限：令和元年７月１９日（金）　午後５時必着

　　③提出方法

　　　窓口への持参又は郵送とする。　尚、持参による受付は、執務時間中とする。

（３）　提案書提出者の選定方法及び選定基準

　　①選定方法

　　　参加表明書で掲示された内容と資料口頭説明会の内容等により総合的に行う。

　　②提案書提出者を選定するための基準

　　　別紙１「プロポーザル提案書提出者選定基準」のとおり

　　③選定結果は、参加表明書の提出者に文書で通知する。

　　④選定結果に対して異議申し立てをすることは出来ない。

　　⑤選定結果に関する質問には回答しない。

（４）提案書の提出

　　①提出書類

　　　応募申請書（様式５）及び提案書（別紙２「プロポーザル提案書作成要領」によ

　　　り作成）の提出

　　②提出期限：令和元年８月２３日（金）　午後５時必着

　　③提出方法

　　　窓口への持参又は郵送とする。なお、持参による受付は、執務時間中とする。

（５）資料説明会

　　①説明内容

　　　提出済みの提案書についての説明及び質疑応答

　　②実施日時：令和元年８月２８日（水）午後1時半より各社３０分以内

　　③実施場所：渡名喜村役場２階会議室

**４受託者の特定**

（１）受託者を特定するための評価方法及び評価基準

　　①提出された提案書の内容等を評価基準に基づいて書類審査を行う。

　　②受託者を特定するための評価基準は、別紙３「プロポーザル提案書評価基準」に

　　　よる。

（２）受託者の特定及び特定結果の通知

　　①受託者は、評価基準に基づく評価の最も高い者とする。

　　②審査結果については、提案者に文書で通知する。

　　③審査結果については異議申立てをすることは出来ない。

　　④審査結果に関する質問には回答しない。

**５募集から受託者特定までのスケジュール（令和元年）**

1. 手続き開始の公表

６月１４日（金）

1. 参加表明書の提出期限

７月１９日（金）

1. 参加表明書の選定（選定委員会開催）

７月２２日（月）

1. 選定通知及び提案書提出要請書送付

７月２２日（月）

1. 提案書の提出期限

８月２３日（金）

1. 資料説明会及びプロポーザル入札日

８月２８日（水）

1. 提案書の審査、受託者の特定（選定委員会開催）

９月２日（月）

1. 特定結果の通知

９月３日（火）から一週間以内

**６契約手続き**

　　特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途渡名喜村財務規則（昭和４９年

　規則第１号）の規定により契約手続きを行う。

**７その他留意事項**

1. 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出することができないものとする。
2. 参加表明書、提案書の作成及び提出にかかる費用は、提出者の負担とする。
3. 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び提案書を無効

とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。

1. 提出された参加表明書及び提案書は返却しない。
2. 提出された参加表明書及び提案書は、提案書の提出者の選定及び受託者の特定以外

に提出者に無断で使用しない。

1. 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差し替え及び再提出は認めない。
2. 提案書に記載した予定技術者等は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変

更できないものとする。

1. 提案書の提出は窓口への持参または郵送でも可能であるが、資料説明会へは必ず参加し資料内容の口頭説明を行うこと。